

議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 111 号	平成23年度盛岡市一般会計補正予算(第2号) ……………	1
議案第 112 号	平成23年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計補正予算(第1号) ……………	7
議案第 113 号	平成23年度盛岡市水道事業会計補正予算(第1号) ……………	別冊
議案第 114 号	平成23年度盛岡市下水道事業会計補正予算(第1号) ……………	別冊
議案第 115 号	盛岡市市税条例等の一部を改正する条例について……………	10
議案第 116 号	盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例について……………	17
議案第 117 号	盛岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例について……………	18
議案第 118 号	盛岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について……………	23
議案第 119 号	盛岡市旧覆馬場活用交流施設条例について……………	24
議案第 120 号	盛岡市生活改善センター条例の一部を改正する条例について……………	29
議案第 121 号	盛岡市産業支援センター条例の一部を改正する条例について……………	31
議案第 122 号	盛岡市老人福祉センター条例及び盛岡市児童館条例の一部を改正する条例 について……………	34
議案第 123 号	民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について……………	35
議案第 124 号	損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについ て……………	36
議案第 125 号	損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについ て……………	37
議案第 126 号	明治橋山岸線(Ⅲ工区)山賀橋下部工その2工事に係る請負契約の締結につ いて……………	38
議案第 127 号	好摩地区社会体育施設整備(建築主体)工事に係る請負契約の締結につ いて……………	39
議案第 128 号	市道の路線の認定、廃止及び変更について……………	40
議案第 129 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	別紙
認定第 1 号	平成22年度盛岡市一般会計歳入歳出決算について……………	42
認定第 2 号	平成22年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算について……………	43
認定第 3 号	平成22年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算について……………	44
認定第 4 号	平成22年度盛岡市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算につ いて……………	45
認定第 5 号	平成22年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算について……………	46
認定第 6 号	平成22年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算について……………	47

認定第 7 号	平成22年度盛岡市介護保険サービス事業費特別会計歳入歳出決算について……	48
認定第 8 号	平成22年度盛岡市老人保健費特別会計歳入歳出決算について……………	49
認定第 9 号	平成22年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算について……………	50
認定第 10 号	平成22年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算について……………	51
認定第 11 号	平成22年度盛岡市簡易水道事業費特別会計歳入歳出決算について……………	52
認定第 12 号	平成22年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算について……………	53
認定第 13 号	平成22年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算について……………	54
認定第 14 号	平成22年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計歳入歳出決算につい て……………	55
認定第 15 号	平成22年度盛岡市水道事業会計決算について……………	56
認定第 16 号	平成22年度盛岡市下水道事業会計決算について……………	57
認定第 17 号	平成22年度盛岡市病院事業会計決算について……………	58

議案第 111 号

平成23年度盛岡市一般会計補正予算（第2号）

平成23年度盛岡市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,325,095千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 112,475,610千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成23年10月5日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		18,529,435	712,161	19,241,596
	1 国庫負担金	14,181,639	492,476	14,674,115
	2 国庫補助金	4,268,412	219,685	4,488,097
16 県支出金		5,919,199	325,101	6,244,300
	1 県負担金	2,387,272	16,118	2,403,390
	2 県補助金	2,615,156	308,983	2,924,139
18 寄附金		12,137	8,910	21,047
	1 寄附金	12,137	8,910	21,047
19 繰入金		1,933,090	15,271	1,948,361
	2 基金繰入金	1,921,900	15,271	1,937,171
20 繰越金		1	2,139,648	2,139,649
	1 繰越金	1	2,139,648	2,139,649
21 諸収入		1,639,336	59,404	1,698,740
	5 雑入	887,911	59,404	947,315
22 市債		13,491,600	64,600	13,556,200
	1 市債	13,491,600	64,600	13,556,200
歳入	合計	109,150,515	3,325,095	112,475,610

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 8,800,049	千円 1,727,968	千円 10,528,017
	1 総務管理費	6,745,633	1,727,968	8,473,601
3 民生費		38,259,282	956,628	39,215,910
	1 社会福祉費	14,510,597	173,944	14,684,541
	2 児童福祉費	15,615,345	122,218	15,737,563
	3 生活保護費	7,850,349	620,259	8,470,608
	4 災害救助費	282,991	40,207	323,198
4 衛生費		10,058,368	17,983	10,076,351
	1 保健衛生費	3,492,891	△12,816	3,480,075
	2 清掃費	3,901,946	△581	3,901,365
	3 保健所費	2,663,531	31,380	2,694,911
5 労働費		552,104	173,492	725,596
	1 労働諸費	552,104	173,492	725,596
6 農林費		2,521,774	216,926	2,738,700
	1 農業費	2,157,142	213,741	2,370,883
	2 林業費	364,632	3,185	367,817
7 商工費		1,648,525	△3,559	1,644,966
	1 商工費	1,648,525	△3,559	1,644,966
8 土木費		16,519,284	3,014	16,522,298

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 道路橋りよう費	3,945,715	70	3,945,785
	4 都市計画費	10,985,486	2,944	10,988,430
9 消防費		3,378,546	66,922	3,445,468
	1 消防費	3,378,546	66,922	3,445,468
10 教育費		10,601,409	94,578	10,695,987
	1 教育総務費	766,971	532	767,503
	2 小学校費	3,038,261	10,588	3,048,849
	3 中学校費	2,341,750	6,384	2,348,134
	4 高等学校費	647,395	19	647,414
	5 幼稚園費	405,199	6,720	411,919
	6 社会教育費	2,426,927	70,335	2,497,262
11 災害復旧費		360,202	71,143	431,345
	1 公共土木施設災害復旧費	48,160	53,616	101,776
	3 農林業施設災害復旧費	9,862	7,800	17,662
	4 文教施設災害復旧費	283,999	9,727	293,726
歳 出	合 計	109,150,515	3,325,095	112,475,610

第 2 表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
明治橋山岸線街路事業に必要とする経費 についての債務負担 (平成23年度分)	自 平成23年度 至 平成24年度	396,000

第 3 表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
藪川地区デジタル 共同受信施設 整備補助事業債		5,100	借入先 財務省, 銀行 及びその他 借入方法 証書借入又 は証券発行 借入時期 平成23年度 ただし, 財政の都 合等により起債金額 の全部又は一部を翌 年度に繰り延べて起 債することができる。	年 4.0%以内 (ただし, 利率見直し方 式で借り入れ る資金につい て, 利率の見 直しを行った 後においては, 当該見直し後 の利率)	政府資金その他借入 先の融資条件による。 ただし, 財政又は借 入先の都合並びに金融 の状態により繰り上げ 償還し, 又は償還年限 を短縮し若しくは低利 に借換えすることがで きる。
農村整備事業債	15,100	14,800			
厨川中学校屋内運動場 耐震整備事業債		2,300			
農 業 用 施 設 災 害 復 旧 事 業 債		5,000			
道 路 橋 り よ う 災 害 復 旧 事 業 債	1,600	16,600			
社 会 教 育 施 設 災 害 復 旧 事 業 債	23,200	30,600			
歳入欠かん等債		30,100			
計	13,491,600	13,556,200			

議案第 112 号

平成23年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第1号）

平成23年度盛岡市の後期高齢者医療費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,908千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,372,949千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成23年10月5日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 290,545	千円 5,908	千円 296,453
	1 一般会計繰入金	290,545	5,908	296,453
歳入合計		2,367,041	5,908	2,372,949

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 26,457	千円 5,908	千円 32,365
	2 徴収費	23,178	5,908	29,086
歳 出 合 計		2,367,041	5,908	2,372,949

議案第 115 号

盛岡市市税条例等の一部を改正する条例について
盛岡市市税条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

平成23年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市税条例等の一部を改正する条例

(盛岡市市税条例の一部改正)

第 1 条 盛岡市市税条例(昭和25年条例第16号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 118条の12」を「第 118条の13」に改める。

第29条第 1 項中「3 万円」を「10万円」に改める。

第36条の 6 を次のように改める。

(寄附金税額控除)

第36条の 6 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合においては、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第 1 号に掲げる寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第36条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、市長が別に定めるもの

ア 所得税法第78条第 2 項第 2 号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金

イ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第 217条第 1 号に規定する独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ウ 所得税法施行令第 217条第 1 号の 2 に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

エ 所得税法施行令第 217条第 2 号に規定する法人に対する寄附金(法第 314条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

オ 所得税法施行令第 217条第 3 号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第 155号)附則第13条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第 217条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

カ 所得税法施行令第 217条第 4 号に規定する学校法人に対する寄附金(当該法人の主たる

目的である業務に関連するものに限る。)

キ 所得税法施行令第 217条第 5 号に規定する社会福祉法人に対する寄附金 (法第 314条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ク 所得税法施行令第 217条第 6 号に規定する更生保護法人に対する寄附金 (当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ケ 所得税法第78条第 3 項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

コ 租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) 第41条の18の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金 (その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附金を除く。)

(2) 特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7 号) 第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人のうち市長が別に定めるものに対する当該特定非営利活動法人の行う同条第 1 項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金 (その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)

2 前項の特例控除額は、法第 314条の 7 第 2 項に定めるところにより計算した金額とする。

第38条第 1 項中「第36条の 6」を「第36条の 6 第 1 項 (同項第 2 号に掲げる寄附金 (特定非営利活動促進法第 2 条第 3 項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第 4 項に規定する仮認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第 6 項において同じ。)) に係る部分を除く。) 及び第 2 項」に改め、同条中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 第26条第 1 項第 1 号の者は、第36条の 6 第 1 項 (同項第 2 号に掲げる寄附金に係る部分に限る。) の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合においては、 3 月15日までに、施行規則第 5 号の 5 の 3 様式による申告書を、市長に提出しなければならない。

第38条の 2 第 2 項中「第 2 条の 3 第 1 項各号に掲げる」を「第 2 条の 3 第 1 項に規定する」に改める。

第38条の 3 第 1 項中「のうち」を「が」に、「同条第 7 項若しくは第 8 項」を「同条第 8 項若しくは第 9 項」に、「30,000円」を「10万円」に、「を科する」を「に処する」に改める。

第45条の16第 1 項中「30,000円」を「10万円」に改める。

第51条第 9 項及び第10項中「第 349条の 3 第11項」を「第 349条の 3 第12項」に改める。

第54条第 1 項、第65条第 1 項及び第79条第 1 項中「3 万円」を「10万円」に改める。

第92条の次に次の 1 条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第92条の 2 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなく第90条第 1 項又は第 2 項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者

に対し、10万円以下の過料に処する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第118条の4第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第2章第5節中第118条の12を第118条の13とし、第118条の11を第118条の12とし、第118条の10の次に次の1条を加える。

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

第118条の11 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなく前条第1項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第131条第1項中「30,000円」を「30万円」に改める。

第132条第2項中「第349条の3第9項から第11項」を「第349条の3第10項から第12項」に、「第27項、第29項又は第31項から第33項まで」を「又は第28項」に改める。

附則第5条の4を次のように改める。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第5条の4 第36条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第36条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第20条第1項、附則第21条第1項、附則第22条第1項、附則第24条第1項、附則第24条の2第1項又は附則第25条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第36条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

附則第6条第1項中「平成24年度」を「平成27年度」に、「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。）」を「法附則第6条第4項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に改め、「（前年の第35条第1項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。）」を削り、同条第2項中「所得割の納税義務者が

第4条 盛岡市市税条例の一部を改正する条例（平成22年条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」に改める。

附則第2条第5項中「平成25年度」を「平成27年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中盛岡市市税条例目次の改正規定、同条例第29条第1項の改正規定、同条例第38条の3第1項の改正規定（「30,000円」を「10万円」に改める部分に限る。）、同条例第45条の16第1項、第54条第1項、第65条第1項及び第79条第1項の改正規定、同条例第92条の次に1条を加える改正規定、同条例第118条の4第1項の改正規定、同条例第2章第5節中第118条の12を第118条の13とし、第118条の11を第118条の12とし、第118条の10の次に次の1条を加える改正規定並びに同条例第131条第1項の改正規定並びに附則第6条の規定 公布の日から起算して2月を経過した日

(2) 第1条中盛岡市市税条例第38条の改正規定及び同条例第38条の3第1項の改正規定（「同条第7項若しくは第8項」を「同条第8項若しくは第9項」に改める部分に限る。）並びに次条第3項及び第4項の規定 平成24年1月1日

(3) 第1条中盛岡市市税条例附則第6条の改正規定及び次条第5項の規定 平成25年1月1日
（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）第36条の6の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金並びに新条例第36条の6第1項各号に掲げる寄附金又は金銭について適用する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成23年12月31日までの間における新条例第36条の6の規定の適用については、同条第1項第1号コ中「第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」とあるのは、「第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金」とする。

3 新条例第38条の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成23年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 平成24年1月1日から同年3月31日までの間における新条例第38条の規定の適用については、同条第1項中「特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人」とあるのは、「租税特別措置法第66条の11の2第

3項に規定する認定特定非営利活動法人」とする。

5 新条例附則第6条の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、第1条の規定による改正前の盛岡市市税条例（以下「旧条例」という。）附則第6条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成24年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成22年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成22年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（盛岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 施行日から平成23年12月31日までの間における第3条の規定による改正後の盛岡市市税条例等の一部を改正する条例（平成21年条例第6号）附則第3項中「盛岡市市税条例の一部を改正する条例（平成23年条例第 号）第1条」とあるのは「第1条」と、「特定非営利活動に関する寄附金」とあるのは「第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業」と、「に規定する事業に関連する寄附金」とあるのは「に規定する事業」とする。

（罰則に関する経過措置）

第6条 この条例（附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる市税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧条例の規定に係る市税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、個人の市民税における寄附金控除の拡充、罰則の見直し及び肉用牛の売却による農業所得の課税特例の延長を行うとともに、必要な規定の整理をしようとするものである。

議案第 116 号

盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例について

盛岡市保健所手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成23年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例

盛岡市保健所手数料条例（平成19年条例第66号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

- 2 第 5 条の規定に基づき手数料を免除された者のうち、東日本大震災（平成23年 3 月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により甚大な被害を受けたと市長が認めたものについては、第 6 条の規定にかかわらず、平成23年 3 月11日以後に納付された手数料は、還付する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

東日本大震災により甚大な被害を受けたと認めた者について保健所の手数料を還付しようとするものである。

(イ) 盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例（昭和46年条例第50号）第8条第1項の規定に基づき指定された保護庭園，保存樹木若しくは保存建造物の周囲で市長が定める範囲内にある地域又は同項の規定に基づく環境保護地区若しくは環境緑化地区のうち市長が指定するもの

(ロ) 景観計画において歴史景観地域として定められた地域

ウ 景観計画において河川景観保全地域又は眺望景観保全地域として定められた地域

エ 都市計画法第8条第1項第6号に掲げる景観地区その他の良好な景観を形成し，又は風致を維持することが特に必要であると市長が認めて指定する地域

第6条に次の1項を加える。

4 前条第5項の規定は，第2項各号に掲げる地域及び場所の指定並びにその変更及び廃止について準用する。

第6条を第5条とする。

第7条第1項中「前3条」を「前2条」に改め，同項第2号中「管理用広告物等」の次に「で規則で定める基準に適合するもの」を加え，同項第6号中「緊急」の次に「かつ」を加え，同条第2項中「第4条第1項及び」を削り，同項に次の2号を加える。

(9) 前条第2項第1号イ又はウに掲げる地域において表示するはり紙で，規則で定める基準に適合するもの

(10) 前各号に掲げるもののほか，公共的目的をもって表示し，又は設置する広告物等として市長が指定するもののうち規則で定める基準に適合するもの

第7条第3項中「第5条第1項」を「第4条第1項」に改め，同項第1号中「第5条第1項第5号」を「第4条第1項第5号」に改め，同条第4項中「第4条第4項」を「第4条第5項」に，「又は」を「若しくは」に，「並びにその」を「又は第2項第10号の規定による広告物等の指定並びにこれらの」に改め，同条を第6条とし，同条の次に次の1条を加える。

（公益上やむを得ないと認められる広告物等の表示等の許可）

第7条 市長は，第4条第1項及び第5条第2項の規定にかかわらず，公益上やむを得ないと認められる広告物等について，盛岡市屋外広告物審議会の意見を聴いて，その表示又は設置を許可することができる。

第8条第1項中「第4条第2項，第5条第3項又は第6条第1項」を「第4条第3項，第5条第1項又は前条」に改める。

第9条第1項中「第4条第2項，第5条第3項又は第6条第1項」を「第4条第3項，第5条第1項又は第7条」に改め，同項に後段として次のように加える。

この場合において，市長は，当該変更又は改造が第7条の規定による許可を受けた広告物等に係るものであるときは，盛岡市屋外広告物審議会の意見を聴かなければならない。

第13条中「地域若しくは場所又は物件（以下「禁止地域等」を「物件又は地域若しくは場所（以

下「禁止物件等」に、「当該禁止地域等」を「当該禁止物件等」に改める。

第15条の次に次の2条を加える。

(違反広告物等に係る勧告及び違反の表示)

第15条の2 市長は、第3条、第4条第1項から第3項まで、第5条第1項及び前条の規定に違反した広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者に対し、当該広告物等の撤去その他必要な措置を講ずるよう勧告を行うことができる。

2 市長は、この条例又はこの条例に基づく規則に違反する広告物等に、規則で定めるところにより、当該広告物等が違反である旨を表示し、又はその命じた者若しくは委任した者に表示させることができる。

(公表)

第15条の3 市長は、前条第1項の規定に基づく勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定に基づく公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

第16条第1項中「第3条、第4条第1項及び第2項、第5条第1項から第3項まで、第6条第1項並びに前条の規定に」を「第15条の2第1項に基づく勧告に正当な理由がなく従わなかったときは、その」に改める。

第24条第1号中「第7条」を「第6条」に改め、同条第2号中「第4条第2項、第5条第3項及び第6条第1項」を「第4条第3項及び第5条第1項」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 第4条第4項第1号及び第2号、第5条第2項並びに第3項第1号及び第2号並びに第6条第1項第2号、第3号及び第5号、第2項第1号から第3号まで、第7号、第9号及び第10号並びに第3項第1号及び第2号に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

第45条第1項ただし書中「ただし、」の次に「国、地方公共団体若しくは指定団体が広告物等を表示し、若しくは設置するための許可を受けようとするとき又は」を加える。

第56条第1号中「及び第2項、第5条第1項」を削り、「並びに第6条第1項」を「及び第5条第1項」に改める。

別表中	立看板	1枚につき	350
	広告柱	1個につき	750

円 円	を	立看板	1枚につき	350

円	に、	アドバルーン	1個につき	2,600
		アーチ広告物	1個につき	3,100

円	を	アドバルーン	1個につき	2,600
円				

円に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に適法に表示され、又は設置されている広告物等（この条例による改正前の屋外広告物条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可を受け、この条例の施行の日以後に表示され、又は設置される広告物等を含む。）であって、この条例による改正後の盛岡市屋外広告物条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第3項及び第5条第1項の規定による許可に係る基準に適合しないこととなるもの（以下「既存広告物等」という。）については、次項に規定するものを除き、改正後の条例第5条第3項、第6条第1項及び第13条の規定にかかわらず、当該許可の期間は、当該既存広告物等を表示し、又は設置することができる。

3 既存広告物等であって、改正前の条例第4条第2項、第5条第3項又は第6条第1項の規定による許可を受けて表示し、又は設置したもの（はり紙、はり札、立看板、広告柱、電柱巻付広告物、電柱そで看板、広告幕、広告旗、のぼり及びアドバルーンを除く。）については、改正後の条例第4条第3項、第5条第1項及び第13条の規定にかかわらず、改正後の条例第8条第3項の規定に基づく更新の許可を受けて、この条例の施行の日から10年間は、当該既存広告物等を表示し、又は設置することができる。

4 前項の許可の基準の適用については、なお従前の例による。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

広告物等の表示又は設置の許可に係る地域又は場所の区分を改めるとともに、表示又は設置が許可されない広告物等のうち公益上やむを得ないと認められるものについて、表示又は設置を許可する特例を設けるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 118 号

盛岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について
盛岡市自転車等駐車場条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成23年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例
盛岡市自転車等駐車場条例（昭和58年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第13条中「のうち盛岡市営盛岡駅前自転車駐車場」を削る。

第14条第 1 項、第17条及び第18条第 1 項中「盛岡市営盛岡駅前自転車駐車場」を「駐車場」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正前の盛岡市自転車等駐車場条例第 6 条第 1 項の規定により市長が行った許可で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に当該許可を受けるために市長に対してなされた申請で施行日以後において指定管理者が行うこととなる業務に係るものは、指定管理者が行った許可又は指定管理者に対してなされた申請とみなす。
- 3 改正後の盛岡市自転車等駐車場条例第14条及び第15条に規定する指定の手続等は、施行日前においても行うことができる。

提案理由

盛岡市営盛岡駅西口自転車等駐車場の管理を指定管理者に行わせるため、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 119 号

盛岡市旧覆馬場活用交流施設条例について

盛岡市旧覆馬場活用交流施設条例を次のとおり定めるものとする。

平成23年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市旧覆馬場活用交流施設条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、旧覆馬場活用交流施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 旧覆馬場を活用することにより、郷土の歴史に対する理解を深めるとともに、市民の交流の場を提供する施設として、旧覆馬場活用交流施設を次表のとおり設置する。

名称	位置
盛岡ふれあい覆馬場プラザ	盛岡市青山二丁目 6 番 8 号

(開館時間)

第 3 条 旧覆馬場活用交流施設（以下「活用交流施設」という。）の開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する活用交流施設にあっては、指定管理者。以下第 6 条まで及び第10条から第12条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第 4 条 活用交流施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。

- (1) 毎月第 3 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日にあたる場合は、その翌日）
- (2) 12 月 30 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(活用交流施設の使用)

第 5 条 活用交流施設のアリーナを使用しようとする者及び活用交流施設の交流ホール又は広場の全部又は一部を独占的に使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、活用交流施設の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、活用交流施設の管理上適当でないとき。

3 市長は、活用交流施設の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第6条 市長は、活用交流施設の管理上必要があると認めるとき又は前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは活用交流施設からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 前条第3項の条件に違反したとき。

(禁止行為)

第7条 使用者は、活用交流施設において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可を受けずに物品の販売その他の商行為をすること。
- (2) 許可を受けずに印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。

(使用料)

第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。

- 2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。
- 3 使用料は、許可の際に徴収する。

(利用料金)

第9条 指定管理者が管理する活用交流施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。

- 2 利用料金の額は、前条第1項及び第2項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。
- 3 使用者は、第5条第1項の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料(指定管理者が管理する活用交流施設にあっては、利用料金。次条において同じ。)を減免することができる。

- (1) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者(以下「障害者」という。)及び当該障害者の介護を行う者が個人で使用するとき並びに障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき(営利を目的とする場合を除く。)
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めるとき。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により

活用交流施設を使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第12条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第13条 活用交流施設の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の手續)

第14条 活用交流施設の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。

- (1) 市民の平等な使用が確保されること。
- (2) サービスの向上が図られること。
- (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。
- (4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

(指定等の告示)

第15条 市長は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(変更の届出)

第16条 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

第17条 指定管理者の行う活用交流施設の管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。
- (2) 取得した個人情報等を適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

第18条 活用交流施設の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。
 - (2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。
 - (3) 第5条第1項の許可を行うこと。
 - (4) 第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。
 - (5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。
 - (6) 第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは活用交流施設からの退去を命ずること。
 - (7) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、活用交流施設の管理に関すること。
- 2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。
- 3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(事業報告書の提出)

第19条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況
- (2) 使用者の数
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理経費の収支状況
- (5) その他市長が必要があると認めた事項

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、活用交流施設の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第14条及び第15条に規定する指定の手續等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第8条関係）

	午前9時	正午から	午後5時	午前9時	正午から	午前9時
--	------	------	------	------	------	------

区分		から正午 まで	午後5時 まで	から午後 9時まで	から午後 5時まで	午後9時 まで	から午後 9時まで
アリーナ	全面使用	1,800円	2,400円	2,200円	4,000円	4,600円	6,000円
	半面使用	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
交流ホール		900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
広場		900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円

備考

- 1 午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間1時間までごとに、それぞれ午前9時前のときは午前9時から正午までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）とする。
- 2 暖房を使用する期間に交流ホールを使用する場合には、表に掲げる額（備考1に該当する場合にあっては、備考1に定める額）の3割に相当する額を暖房料として徴収する。

提案理由

旧覆馬場活用交流施設を設置しようとするものである。

議案第 120 号

盛岡市生活改善センター条例の一部を改正する条例について
盛岡市生活改善センター条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成23年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市生活改善センター条例の一部を改正する条例

盛岡市生活改善センター条例（昭和49年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「盛岡市生活改善センター」を「盛岡市川目生活改善センター」に、「盛岡市川目第10地割 1 番地の 1」を「盛岡市川目第10地割 1 番地 1」に、「盛岡市砂子沢第10地割 7 番地の 1」を「盛岡市砂子沢第10地割 7 番地 1」に改める。

第 3 条中「午後 5 時」を「午後 9 時」に、「次条、第 6 条、第 7 条及び第12条」を「以下第 6 条まで及び第11条」に改める。

第 4 条を次のように改める。

（休館日）

第 4 条 センターは、休館しないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館することができる。

2 前項の規定にかかわらず、盛岡市玉山生活改善センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とし、第 7 条から第12条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第13条中「のうち盛岡市砂子沢生活改善センター及び盛岡市岩洞生活改善センター」を「（盛岡市玉山生活改善センターを除く。次条、第16条及び第17条において同じ。）」に改め、同条を第12条とする。

第14条第 1 項中「盛岡市砂子沢生活改善センター及び盛岡市岩洞生活改善センター」を「センター」に改め、同条を第13条とする。

第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。

第17条中「盛岡市砂子沢生活改善センター及び盛岡市岩洞生活改善センター」を「センター」に改め、同条を第16条とする。

第18条第 1 項各号列記以外の部分中「盛岡市砂子沢生活改善センター及び盛岡市岩洞生活改善センター」を「センター」に改め、同項第 1 号中「第 5 条の規定により市長が定めた」を「第 3 条た

だし書の規定に基づき，」に改め，同項第2号中「第5条の規定により市長が定めた休館日に臨時に開館し，又は当該休館日以外の日に」を「第4条第1項ただし書の規定に基づき，」に改め，同項第3号中「第6条第1項」を「第5条第1項」に改め，同項第4号中「第6条第2項」を「第5条第2項」に改め，同項第5号中「第6条第3項」を「第5条第3項」に改め，同項第6号中「第7条」を「第6条」に，「第6条第1項」を「第5条第1項」に，「盛岡市砂子沢生活改善センター及び盛岡市岩洞生活改善センター」を「センター」に改め，同項第8号中「盛岡市砂子沢生活改善センター及び盛岡市岩洞生活改善センター」を「センター」に改め，同条を第17条とする。

第19条を第18条とし，第20条を第19条とする。

別表中「第9条関係」を「第8条関係」に，「盛岡市生活改善センター」を「盛岡市川目生活改善センター」に改める。

附 則

- 1 この条例は，規則で定める日から施行する。ただし，附則第3項の規定は，公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正前の盛岡市生活改善センター条例第6条第1項の規定により市長が行った許可で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に当該許可を受けるために市長に対してなされた申請で施行日以後において指定管理者が行うこととなる業務に係るものは，指定管理者が行った許可又は指定管理者に対してなされた申請とみなす。
- 3 改正後の生活改善センター条例第13条及び第14条に規定する指定の手續等は，施行日前においても行うことができる。

提案理由

盛岡市生活改善センターの管理を指定管理者に行わせるとともに，必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 121 号

盛岡市産業支援センター条例の一部を改正する条例について
盛岡市産業支援センター条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成23年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市産業支援センター条例の一部を改正する条例

盛岡市産業支援センター条例（平成14年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書中「市長」の次に「（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）
第 244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理するセンターに
あつては、指定管理者。以下第11条まで及び第16条において同じ。）」を加える。

第 5 条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とする。

第 6 条第 2 項中「前条第 4 項及び第 5 項」を「前条第 3 項及び第 4 項」に改める。

第11条中「第 5 条第 5 項」を「第 5 条第 4 項」に改め、同条第 3 号中「第 5 条第 4 項各号」を「
第 5 条第 3 項各号」に改める。

第17条の前の見出しを削り、同条から第22条までを次のように改める。

（指定管理者による管理）

第17条 センターの管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第 1 項の申請がなかつたとき又は同条第 2 項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。

（指定管理者の指定の手續）

第18条 センターの管理について、法第 244条の 2 第 3 項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。

(1) 創業者及び市内において事業を営む者の平等な使用が確保されること。

(2) サービスの向上が図られること。

(3) 管理に係る経費の縮減が図られること。

(4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

（指定等の告示）

第19条 市長は、前条第 2 項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第 244条の 2 第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(変更の届出)

第20条 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

第21条 指定管理者の行うセンターの管理の基準は、次のとおりとする。

(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。

(2) 取得した個人情報に適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

第22条 センターの管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

(1) 第3条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。

(2) 第4条第1項ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。

(3) 第4条第2項ただし書の規定に基づき、臨時に休館すること。

(4) 第5条第1項又は第6条第1項の許可を行うこと。

(5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項又は第6条第1項の許可をしないこと。

(6) 第5条第4項の規定に基づき、同条第1項又は第6条第1項の許可に条件を付すること。

(7) 第7条第1項の規定に基づき、公募すること。

(8) 第11条の規定に基づき、第5条第1項若しくは第6条第1項の許可を取り消し、第5条第4項の条件を変更し、又は行為の中止若しくはセンターからの退去を命ずること。

(9) 指定管理者の指定に係る協定に定められた事業を行うこと。

(10) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(11) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第1号から第3号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

3 指定管理者は、第1項第5号、第6号又は第8号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

第23条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

(事業報告書の提出)

第23条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

い。

- (1) 業務の実施状況
- (2) 使用者の数
- (3) 管理経費の収支状況
- (4) その他市長が必要があると認めた事項

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正前の盛岡市産業支援センター条例第5条第1項又は第6条第1項の規定により市長が行った許可で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に当該許可を受けるために市長に対してなされた申請で施行日以後において指定管理者が行うこととなる業務に係るものは、指定管理者が行った許可又は指定管理者に対してなされた申請とみなす。
- 3 改正後の盛岡市産業支援センター条例第18条及び第19条に規定する指定の手続等は、施行日前においても行うことができる。

提案理由

盛岡市産業支援センターの管理を指定管理者に行わせるとともに、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 122 号

盛岡市老人福祉センター条例及び盛岡市児童館条例の一部を改正する条例について
盛岡市老人福祉センター条例及び盛岡市児童館条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成23年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市老人福祉センター条例及び盛岡市児童館条例の一部を改正する条例

(盛岡市老人福祉センター条例の一部改正)

第 1 条 盛岡市老人福祉センター条例（昭和53年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

盛岡市立築川老人福祉センター	盛岡市川目第10地割78番地 1
----------------	------------------

(盛岡市児童館条例の一部改正)

第 2 条 盛岡市児童館条例（昭和53年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 盛岡市川目児童センターに次表のとおり分室を設置する。

名称	位置
盛岡市立川目児童センター築川分室	盛岡市川目第10地割78番地 1

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由

築川老人福祉センター及び川目児童センター築川分室を設置しようとするものである。

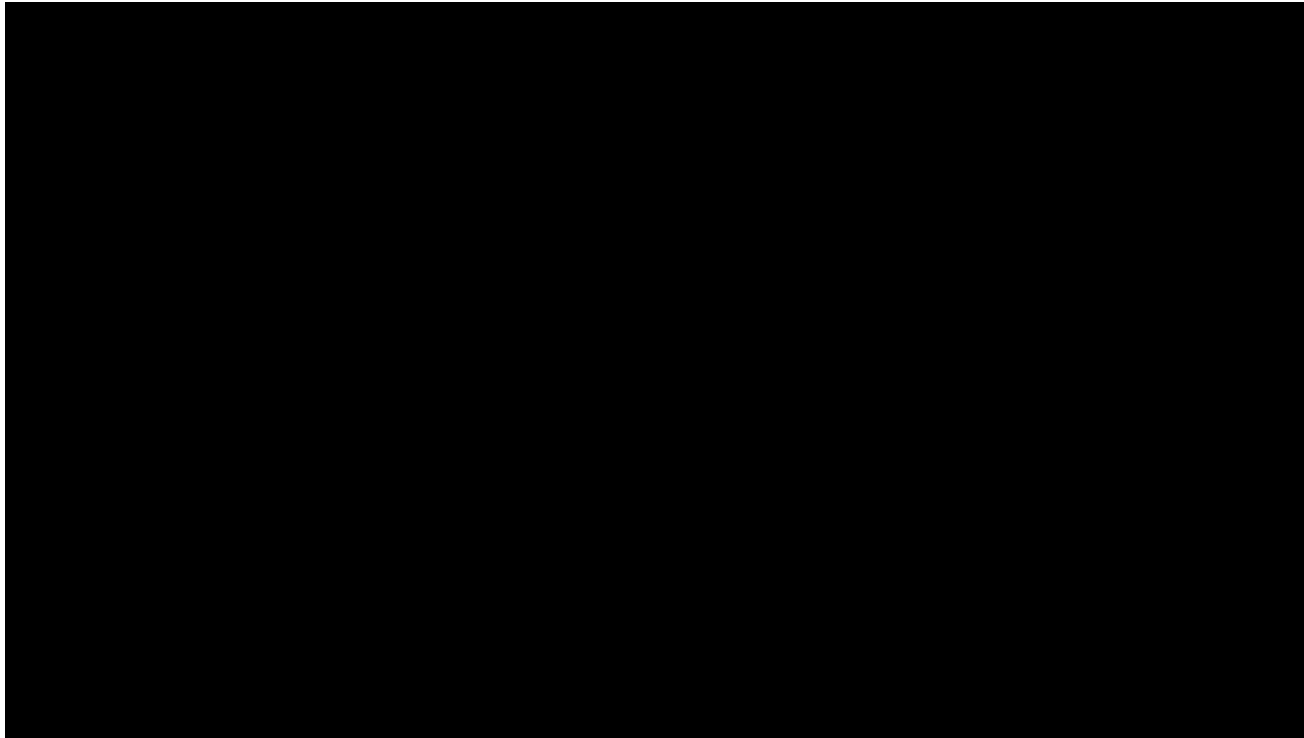
議案第 123 号

民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について

次のとおり民事調停を申し立てるものとし、調停が不成立等の場合においては訴えを提起するものとする。

平成23年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明



3 調停申立ての理由

各相手方は、いずれも市営住宅の家賃を長期にわたり滞納し、支払の督促に応じないものである。

4 調停不成立等の場合の方針

この調停が成立しなかった場合又はこの調停において目的を達することができなかった場合は、市営住宅の明渡し並びに滞納家賃及びこれに係る督促手数料並びに盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）第43条第3項の規定により支払うべき金銭の支払の請求に係る訴えを提起するものとする。

提案理由

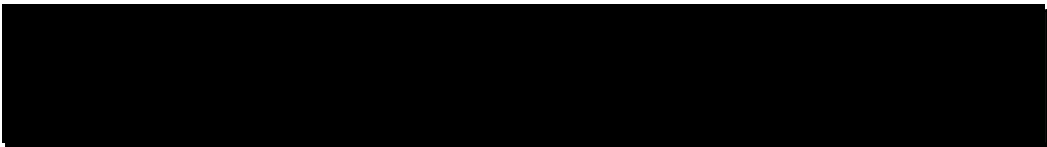
市営住宅に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払について民事調停を申し立て、及び調停不成立等の場合においては訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 124 号

損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについて
次のとおり損害賠償請求に係る和解をし、及びこれに伴う損害賠償の額を定める。

平成23年10月5日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明



2 和解の内容

損害賠償の額を3のとおり定め、当事者は、このほかに債権債務がないことを確認した。

3 損害賠償の額 金 645,540円也

4 損害賠償の原因

平成23年2月18日盛岡市立仁王児童・老人福祉センター北側屋根の雪が落雪し、被害者の所有するアルミ塀を破損させたことによる。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 125 号

損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについて
次のとおり損害賠償請求に係る和解をし、及びこれに伴う損害賠償の額を定める。

平成23年10月5日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

2 和解の内容

損害賠償の額を3のとおり定め、当事者は、このほかに債権債務がないことを確認した。

3 損害賠償の額 金 1,214,905円也

4 損害賠償の原因

平成9年5月30日盛岡市立川目児童センターにおいて、被害者が、当センター2階から落下し
負傷したことによる。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決
を求めるものである。

議案第 126 号

明治橋山岸線（Ⅲ工区）山賀橋下部工その2工事に係る請負契約の締結について
明治橋山岸線（Ⅲ工区）山賀橋下部工その2工事について次により請負契約を締結するものとする。

平成23年10月5日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 契約工事の名称 明治橋山岸線（Ⅲ工区）山賀橋下部工その2工事
- 2 契約の方法 総合評価落札方式一般競争入札
- 3 契約の金額 金 171,961,650円也
- 4 契約の相手方 株式会社石名坂 代表取締役 藤 原 猛

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 127 号

好摩地区社会体育施設整備（建築主体）工事に係る請負契約の締結について
好摩地区社会体育施設整備（建築主体）工事について次により請負契約を締結するものとする。

平成23年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 契約工事の名称 好摩地区社会体育施設整備（建築主体）工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 金 268,800,000円也
- 4 契約の相手方 大伸工業株式会社 代表取締役 猿 舘 伸 威

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 128 号

市道の路線の認定、廃止及び変更について

市道の路線を次のとおり認定、廃止及び変更するものとする。

平成23年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 路線の認定

整理番号	路 線 名	起 点	終 点
A a 496	上田三丁目15号線	上田三丁目 220番12地先	上田三丁目 220番18地先
A a 497	上田三丁目16号線	上田三丁目 237番 3 地先	上田三丁目 233番 7 地先
A a 498	上田三丁目17号線	上田三丁目 220番 1 地先	上田三丁目 231番 6 地先
A b 744	黒石野二丁目18号線	黒石野二丁目33番 6 地先	黒石野二丁目33番 8 地先
C a 781	西仙北二丁目14号線	西仙北二丁目17番 8 地先	西仙北二丁目17番 3 地先
C a 782	仙北三丁目21号線	仙北三丁目 154番 8 地先	仙北三丁目 154番16地先
D c 584	上堂四丁目18号線	上堂四丁目37番10地先	上堂四丁目38番 2 地先
都 4112	菖蒲田 9 号線	西見前19地割58番 7 地先	西見前19地割57番23地先
玉 615	成島自転車歩行者専用道	玉山区好摩字上山 3 番 102 地先	玉山区好摩字上山 3 番 186 地先

2 路線の廃止

整理番号	路 線 名	起 点	終 点
A c 258	山岸13号線	山岸字大平 100番地の 3 地先	山岸字大平99番地の23地先

3 路線の変更

整理番号	路線名	起 点		終 点	
A e 246	上米内35号線	新	上米内字米内沢60番1地先	上米内字小浜地内地先	
		旧	上米内字大堂地内地先		
A e 254	上米内43号線	新	上米内字明通9番3地先	上米内字明通地内地先	
		旧	上米内字大堂地内地先		
C a 1	仙北二丁目向中野1号線	西仙北二丁目1番6地先		新	向中野一丁目17番4地先
				旧	向中野一丁目17番3地先
C a 357	仙北三丁目15号線	仙北三丁目154番12地先		新	仙北三丁目154番30地先
				旧	仙北三丁目154番8地先
D a 410	城西町23号線	新	城西町33番2地先	新	城西町465番地先
		旧	中川町32番5地先	旧	城西町8番9地先
都 343	矢盛線	新	飯岡新田3地割90番1地先	飯岡新田3地割265番地先	
		旧	飯岡新田3地割312番地先		
都 806	中大沢4号線	手代森18地割34番地先		新	手代森1地割109番1地先
				旧	手代森18地割90番1地先

提案理由

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めらるものである。

認定第 1 号

平成22年度盛岡市一般会計歳入歳出決算について

平成22年度盛岡市一般会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成23年10月5日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成22年度盛岡市一般会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成22年度盛岡市一般会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 2 号

平成22年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算について
平成22年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成23年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成22年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成22年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 3 号

平成22年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算について
平成22年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付
する。

平成23年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成22年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成22年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 4 号

平成22年度盛岡市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算について
平成22年度盛岡市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて
認定に付する。

平成23年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成22年度盛岡市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成22年度盛岡市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 5 号

平成22年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算について
平成22年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成23年10月5日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成22年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成22年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 6 号

平成22年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算について

平成22年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成23年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成22年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成22年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 7 号

平成22年度盛岡市介護保険サービス事業費特別会計歳入歳出決算について
平成22年度盛岡市介護保険サービス事業費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定
に付する。

平成23年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成22年度盛岡市介護保険サービス事業費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成22年度盛岡市介護保険サービス事業費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 8 号

平成22年度盛岡市老人保健費特別会計歳入歳出決算について

平成22年度盛岡市老人保健費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成23年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成22年度盛岡市老人保健費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成22年度盛岡市老人保健費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 9 号

平成22年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算について

平成22年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成23年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成22年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成22年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 10 号

平成22年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算について

平成22年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成23年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成22年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成22年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 11 号

平成22年度盛岡市簡易水道事業費特別会計歳入歳出決算について

平成22年度盛岡市簡易水道事業費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成23年10月5日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成22年度盛岡市簡易水道事業費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成22年度盛岡市簡易水道事業費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 12 号

平成22年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算について

平成22年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成23年10月5日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成22年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成22年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 13 号

平成22年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算について

平成22年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成23年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成22年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成22年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 14 号

平成22年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計歳入歳出決算について
平成22年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認
定に付する。

平成23年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成22年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成22年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 17 号

平成22年度盛岡市病院事業会計決算について

平成22年度盛岡市病院事業会計決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成23年10月5日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成22年度盛岡市病院事業会計決算書（別冊）
- 2 平成22年度盛岡市病院事業会計決算審査意見書（別冊）

平成23年度盛岡市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成23年度盛岡市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成23年度盛岡市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 事業収益	6,790,278千円	13,794千円	6,804,072千円
第1項 営業収益	6,564,433千円	11,065千円	6,575,498千円
第2項 営業外収益	225,844千円	2,729千円	228,573千円
	支	出	
第1款 事業費	6,525,660千円	15,141千円	6,540,801千円
第1項 営業費用	5,689,349千円	15,370千円	5,704,719千円
第2項 営業外費用	811,202千円	△229千円	810,973千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「2,279,156千円」を「2,279,660千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 資本的支出	2,996,100千円	504千円	2,996,604千円
第1項 建設改良費	1,934,476千円	504千円	1,934,980千円

平成23年10月5日提出

盛岡市長 谷藤裕明

平成23年度盛岡市水道事業会計予算実施計画（補正第1号）

収益的収入及び支出

収 入

（単位 千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 事業収益			6,790,278	13,794	6,804,072	
	1 営業収益		6,564,433	11,065	6,575,498	
		2 受託工事収益	49,107	11,065	60,172	受託工事収益
	2 営業外収益		225,844	2,729	228,573	
		5 雑収益	223,593	2,729	226,322	災害救助費等負担金

支 出

（単位 千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 事業費			6,525,660	15,141	6,540,801	
	1 営業費用		5,689,349	15,370	5,704,719	
		1 原水及び浄水費	1,106,482	1,894	1,108,376	備消耗品費 861 委託料 1,033
		6 受託工事費	43,571	10,953	54,524	修繕費
		8 総係費	644,256	2,523	646,779	旅費及び交通費 2,215 燃料費 308
	2 営業外費用		811,202	△ 229	810,973	
		2 消費税及び地方消費税	184,367	△ 229	184,138	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

支 出

(単 位 千 円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	資 本 的 出 支		2,996,100	504	2,996,604	
	1	建 設 費 改 良 費	1,934,476	504	1,934,980	
		3	そ の 他 費 施 設 費	13,376	504	13,880 工具器具備品取得費

平成23年度盛岡市水道事業会計資金計画（補正第1号）

(単位 千円)

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
受 入 資 金	21,118,921	257,839	21,376,760
1 事 業 収 益	6,408,894	13,794	6,422,688
(1) 給 水 収 益	(6,122,439)	(0)	(6,122,439)
(2) そ の 他 営 業 収 益	(91,461)	(11,065)	(102,526)
(3) 営 業 外 収 益	(194,993)	(2,729)	(197,722)
(4) 特 別 利 益	(1)	(0)	(1)
2 前 年 度 以 前 未 収 金	561,485	△40,455	521,030
3 建 設 企 業 債	258,000	0	258,000
4 工 事 負 担 金	228,934	0	228,934
5 他 会 計 負 担 金	12,010	0	12,010
6 他 会 計 出 資 金	65,257	0	65,257
7 国 庫 補 助 金	59,166	0	59,166
8 固 定 資 産 売 却 代 金	2	0	2
9 一 時 借 入 金	500,000	0	500,000
10 他 会 計 貸 付 金 戻 入	2,000,000	0	2,000,000
11 預 り 金 受 入	250,000	0	250,000
12 受 託 下 水 道 徴 収 料 金	4,448,691	0	4,448,691
13 そ の 他	3,000	0	3,000
14 前 年 度 繰 越 金	6,323,482	284,500	6,607,982

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
支 払 資 金	14,102,766	137,573	14,240,339
1 事 業 費	3,157,254	15,141	3,172,395
(1) 人 件 費	(1,122,682)	(0)	(1,122,682)
(2) 支 払 利 息	(626,835)	(0)	(626,835)
(3) そ の 他 事 業 費	(1,407,737)	(15,141)	(1,422,878)
2 前 年 度 以 前 未 払 金	648,397	121,928	770,325
3 建 設 改 良 費	1,763,194	504	1,763,698
4 企 業 債 償 還 金	1,060,124	0	1,060,124
5 工 事 負 担 金 返 還 金	1,500	0	1,500
6 一 時 借 入 金 返 済	500,000	0	500,000
7 他 会 計 貸 付 金	2,000,000	0	2,000,000
8 預 り 金 戻 出	250,000	0	250,000
9 支 払 受 託 下 水 道 徴 収 料 金	4,448,691	0	4,448,691
10 前 払 金	210,606	0	210,606
11 た な 卸 資 産 購 入 費	60,000	0	60,000
12 そ の 他	3,000	0	3,000
差 引	7,016,155	120,266	7,136,421

平成23年度盛岡市水道事業会計予定貸借対照表（補正第1号）

（平成 24年 3月 31日）

（単位 千円）

資 産 の 部		
1	固定資産	
	(1) 有形固定資産	
	ア 土地	3,005,830
	イ 立木	16,465
	ウ 建物	4,071,003
	減価償却累計額	1,308,830
	エ 建物附属設備	1,030,705
	減価償却累計額	957,566
	オ 構築物	70,047,834
	減価償却累計額	25,322,754
	カ 機械及び装置	13,838,486
	減価償却累計額	9,539,340
	キ 車両運搬具	66,145
	減価償却累計額	54,796
	ク 工具器具備品	370,143
	減価償却累計額	292,853
	ケ 有形固定資産建設仮勘定	828,725
	有形固定資産合計	55,799,197
	(2) 無形固定資産	
	ア ダム使用権	1,214,560
	イ 電話加入権	2,867
	ウ 無形固定資産建設仮勘定	1,645,264
	無形固定資産合計	2,862,691
	(3) 投資	
	ア 出資金	50,000
	投資合計	50,000
	固定資産合計	58,711,888
2	流動資産	
	(1) 現金預金	7,136,421
	(2) 未収金	573,270
	(3) 貯蔵品	64,765
	流動資産合計	7,774,456
	資産合計	66,486,344

負 債 の 部

3	固定負債		
	(1) 引当金		
	ア 退職給与引当金	1,006,261	
	イ 修繕引当金	2,504,000	
	引当金合計	3,510,261	
	固定負債合計		3,510,261
4	流動負債		
	(1) 未払金	525,326	
	(2) その他流動負債	522,236	
	流動負債合計	1,047,562	
	負債合計		4,557,823

資 本 の 部

5	資本金		
	(1) 自己資本金	12,037,376	
	(2) 借入資本金		
	ア 企業債	18,036,955	
	借入資本金合計	18,036,955	
	資本金合計		30,074,331
6	剰余金		
	(1) 資本剰余金		
	ア 国庫，県補助金	1,837,622	
	イ 工事負担金	22,985,738	
	ウ 受贈財産評価額	3,748,778	
	エ 寄附金	160	
	オ その他資本剰余金	1,193,848	
	資本剰余金合計	29,766,146	
	(2) 利益剰余金		
	ア 減債積立金	1,082,472	
	イ 建設改良積立金	465,874	
	ウ 災害対策準備金	340,000	
	エ 当年度未処分利益剰余金	199,698	
	利益剰余金合計	2,088,044	
	剰余金合計		31,854,190
	資本合計		61,928,521
	負債資本合計		66,486,344

平成23年度盛岡市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成23年度盛岡市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成23年度盛岡市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第1款 事業費	7,645,908千円	2,964千円	7,648,872千円
第1項 営業費用	6,012,005千円	3,430千円	6,015,435千円
第2項 営業外費用	1,620,556千円	△466千円	1,620,090千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「3,297,272千円」を「3,287,146千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 資本的収入	3,229,755千円	△230,420千円	2,999,335千円
第1項 企業債	1,637,600千円	△101,200千円	1,536,400千円
第2項 負担金及び分担金	564,405千円	△6,630千円	557,775千円
第3項 補助金	1,027,750千円	△122,590千円	905,160千円
	支 出		
第1款 資本的支出	6,527,027千円	△240,546千円	6,286,481千円
第1項 建設改良費	2,926,664千円	△240,546千円	2,686,118千円

(企業債)

第4条 予算第6条の表の起債の限度額を次のように改める。

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
公共下水道事業債	1,154,600千円	1,053,400千円	借入先 財務省, 銀行その他 借入方法 証書借 入又は証券発行 借入時期 平成23 年度 ただし、財政 の都合等により 起債金額の全部 又は一部を翌年 度に繰り延べて 起債することが できる。	年 4.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借り 入れる資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	政府資金その他 借入先の融資条件 による。 ただし、財政又 は借入先の都合並 びに金融の状態に より繰り上げ償還 し、又は償還年限 を短縮し若しくは 低利に借換えする ことができる。
合計	1,637,600千円	1,536,400千円			

平成23年10月5日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

平成23年度盛岡市下水道事業会計予算実施計画（補正第1号）

収益的収入及び支出

支 出

（単位 千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 事業費			7,645,908	2,964	7,648,872	
	1 営業費用		6,012,005	3,430	6,015,435	
		3 処理場費	227,169	3,430	230,599	備消耗品費 委託料 1,158 2,272
	2 営業外用		1,620,556	△ 466	1,620,090	
		2 消費税及び 地方消費税	77,514	△ 466	77,048	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単 位 千 円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資 本 的 収 入			3,229,755	△ 230,420	2,999,335	
	1 企 業 債		1,637,600	△ 101,200	1,536,400	
		1 建 設 企 業 債	1,487,600	△ 101,200	1,386,400	公共下水道事業債
	2 負 担 金 及 び 分 担 金		564,405	△ 6,630	557,775	
		1 工 事 負 担 金	116,677	△ 6,630	110,047	受託工事負担金
	3 補 助 金		1,027,750	△ 122,590	905,160	
		1 国 庫 補 助 金	1,027,750	△ 122,590	905,160	下水道事業費交付金 △127,050 下水道施設災害復旧事業費補助金 4,460

支 出

(単 位 千 円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資 本 的 支 出			6,527,027	△ 240,546	6,286,481	
	1 建 設 改 良 費		2,926,664	△ 240,546	2,686,118	
		1 管 渠 施 設 費	1,407,672	△ 147,546	1,260,126	委託料 △3,000 工事請負費 △156,246 補償費 11,700
		2 ポ ン プ 場 施 設 費	0	5,000	5,000	委託料
		3 処 理 場 施 設 費	1,181,124	△ 98,000	1,083,124	工事請負費

平成23年度盛岡市下水道事業会計資金計画（補正第1号）

（単位 千円）

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
受 入 資 金	16,002,083	112,011	16,114,094
1 事業収益	6,809,364	0	6,809,364
(1) 下水道使用料	(3,806,895)	(0)	(3,806,895)
(2) その他営業収益	(2,170,199)	(0)	(2,170,199)
(3) 営業外収益	(832,270)	(0)	(832,270)
2 前年度以前未収金	712,898	91,182	804,080
3 建設企業債	1,487,600	△ 101,200	1,386,400
4 その他企業債	150,000	0	150,000
5 負担金及び分担金	559,483	△ 6,630	552,853
6 補助金	1,027,750	△ 122,590	905,160
7 一時借入金	5,000,000	0	5,000,000
8 預り金受入	5,000	0	5,000
9 その他	3,000	0	3,000
10 前年度繰越金	246,988	251,249	498,237

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
支 払 資 金	15,748,112	58,657	15,806,769
1 事業費	3,898,306	2,964	3,901,270
(1) 人件費	(399,786)	(0)	(399,786)
(2) 支払利息	(1,543,042)	(0)	(1,543,042)
(3) その他事業費	(1,955,478)	(2,964)	(1,958,442)
2 前年度以前未払金	816,908	296,239	1,113,147
3 建設改良費	2,343,512	△ 240,546	2,102,966
4 企業債償還金	3,600,313	0	3,600,313
5 その他資本的支出	50	0	50
6 一時借入金返済	5,000,000	0	5,000,000
7 預り金戻出	5,000	0	5,000
8 前払金	61,023	0	61,023
9 たな卸資産購入費	20,000	0	20,000
10 その他	3,000	0	3,000
差 引	253,971	53,354	307,325

平成23年度盛岡市下水道事業予定貸借対照表（補正第1号）

（平成24年3月31日）

（単位 千円）

資 産 の 部			
1	固定資産		
	(1) 有形固定資産		
	ア 土地	1,828,142	
	イ 立木	5,068	
	ウ 建物	1,267,700	
	減価償却累計額	<u>328,447</u>	939,253
	エ 建物附属設備	34,997	
	減価償却累計額	<u>18,803</u>	16,194
	オ 構築物	135,011,621	
	減価償却累計額	<u>18,981,297</u>	116,030,324
	カ 機械及び装置	4,042,555	
	減価償却累計額	<u>2,240,836</u>	1,801,719
	キ 車輛運搬具	23,144	
	減価償却累計額	<u>15,521</u>	7,623
	ク 工具器具備品	1,917	
	減価償却累計額	<u>682</u>	1,235
	ケ 有形固定資産建設仮勘定		<u>3,986,144</u>
	有形固定資産合計		124,615,702
	(2) 無形固定資産		
	ア 地上権	312	
	イ 施設利用権	<u>7,672,046</u>	
	無形固定資産合計		7,672,358
	(3) 投資		
	ア 基金	<u>30,000</u>	
	投資合計		<u>30,000</u>
	固定資産合計		132,318,060
2	流動資産		
	(1) 現金預金	307,325	
	(2) 未収金	1,144,743	
	(3) 貯蔵品	<u>13,409</u>	
	流動資産合計		<u>1,465,477</u>
	資産合計		<u><u>133,783,537</u></u>

負 債 の 部

3 固定負債			
(1) 企業債			
ア 企業債	3,117,850		
企業債合計		3,117,850	
(2) 引当金			
ア 退職給与引当金	201,900		
引当金合計		201,900	
固定負債合計			3,319,750
4 流動負債			
(1) 未払金		664,290	
(2) その他流動負債		33,313	
流動負債合計			697,603
負債合計			4,017,353

資 本 の 部

5 資本金			
(1) 自己資本金		51,480,942	
(2) 借入資本金			
ア 企業債	52,965,624		
借入資本金合計		52,965,624	
資本金合計			104,446,566
6 剰余金			
(1) 資本剰余金			
ア 国庫、県補助金	5,590,018		
イ 受益者負担金及び分担金	625,031		
ウ 工事負担金	1,009,169		
エ 受贈財産評価額	19,137,665		
オ その他資本剰余金	2,567,061		
資本剰余金合計		28,928,944	
(2) 欠損金			
ア 当年度未処理欠損金	3,609,326		
欠損金合計		3,609,326	
剰余金合計			25,319,618
資本合計			129,766,184
負債資本合計			133,783,537

議案第 129 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第 139号）
第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

平成23年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

湊 房 子

